

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

伊勢崎市のハザードマップによると、当会が立地する市街地地域において、2mを超える浸水が予想されているほか、市街地の商業地区の70%を超える範囲で0.5～3m未満、一部河川沿い地域では3mから5m以上の浸水が予想されている。また、製造業の多くが立地する長沼地区においては5mから10m、一部地域では10m以上の浸水被害が予想されている。

(地震：全国地震動予測地図)

伊勢崎市は2020年版「全国地震動予測地図」によると、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は9.1%、震度5弱以上の揺れに見舞われる確率は92.9%と推計されている。

近年において本県を震源とする被害地震は少ない。本県に被害を及ぼした比較的大きな地震としては、1931年(昭和6年)の西埼玉地震がある。この地震は、群馬県南西部から埼玉県東部に分布する深谷断層帯(旧関東平野北西縁断層帯)で発生した可能性が指摘されているが、伊勢崎市内においては大きな被害は認められなかった。このように、近年、群馬県を震源とする大規模地震は発生していないが、過去には大規模地震が生じていた痕跡があり、今後、群馬県内においても大規模地震が発生する可能性は否定できない。

県内には現在3か所の断層(関東平野北西縁断層(規模M8.1)、太田断層(規模M7.1)、片品川左岸断層(規模M7.0))があり、被害の想定では、関東平野北西縁断層での地震では伊勢崎市への被害想定では震度6強から6弱、太田断層による地震の影響の想定では震度6強から6弱の想定がされている。

(その他)

伊勢崎市は市の南部を流れる利根川をはじめ、市内を縦断する広瀬川、その他に早川・粕川・菰川・荒砥川・桃ノ木川と河川が存在している。

市内では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、昭和22年のカスリーン台風において大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この台風により、広瀬川・粕川・早川の堤防が決壊し、広い範囲で人的被害に加え、家屋流失259戸、床上浸水5230戸、全壊家屋52戸等の被害があった。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得していない感染症が発生した場合には、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(近年の主な災害)

<風水害>

(S57.7.31-8.2) 台風10号＝市内被害状況 半壊1戸、一部破損58戸、床下浸水129戸
橋梁流出1箇所、

(H23.8.31-9.5) 台風12号＝市内被害状況 家屋半壊1戸、床上浸水11戸、床下浸水184戸、崖崩れ2箇所、田畑浸水62.5ha

<地震>

(2011.3.11) 東北地方太平洋沖地震(規模M9.0)＝伊勢崎市 震度5弱

<突風>

(H27. 6. 15) 突風被害＝人的負傷者 2 名、住宅被害（一部損壊） 1 3 0 棟、ブロッコ堀被害 2 0 箇所、倒木 1 7 箇所等

<雪害>

(H26. 2. 14-15) 豪雪＝人的被害死者1名、住宅一部損壊1273棟、農業ハウス被害911件、農作物被害36, 329ha 等

(2) 商工業者の状況

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
A-B 農林漁業	41	39	
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	
D 建設業	813	786	市内に広く分布
E 製造業	1, 300	998	市内に広く分布
F 電気・ガス・熱供給・水道業	7	5	
G 情報通信業	37	24	
H 運輸業・郵便業	267	160	
I 卸売業・小売業	2, 145	1, 318	
J 金融業・保険業	129	112	
K 不動産業・物品賃貸業	516	495	市内に広く分布
L 学術研究、専門・技術サービス業	292	236	
M 宿泊業、飲食サービス業	935	582	市内に広く分布
N 生活関連サービス業、娯楽業	848	749	市内に広く分布
O 教育、学習支援業	222	158	
P 医療・福祉	491	113	
Q 複合サービス業	30	16	
R サービス業(他に分類されないもの)	493	252	
合計	8, 567	6, 044	

(総務省・経済産業省「平成 2 8 年経済センサス-活動調査」の調査票情報をもとに、群馬県が独自集計したデータを引用し作成)

(3) これまでの取り組み

1) 当市の取り組み

- ・伊勢崎市地域防災計画の策定、防災訓練の実施、
- ・防災備品の備蓄
- ・伊勢崎市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取り組み

- ・「事業継続計画」の策定、会員被害情報の収集
- ・BCP に関する国の施策の周知
- ・BCP 策定セミナーの開催

- ・東京海上日動火災保険と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品の備蓄

II 課題

現状では、BCPについては策定した以降の特別な取り組みは行っていない。緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

（１）事業継続力強化支援事業の実施期間（令和３年８月１９日～令和８年３月３１日）

（２）事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< １．事前の対策 >

１）小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、防災メール情報等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ＩＴやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和元年１２月、東京火災海上日動保険㈱の支援・アドバイスを受け「事業継続計画」を策定した。（別添）

3) 関係団体等との連携

- ・当所会員企業である東京海上日動火災保険に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・管内小規模事業者を対象にアンケート調査等を実施し、事業者BCP等（事業継続力強化計画を含む）の取組状況の確認を行う。
- ・（仮称）伊勢崎市事業継続力強化支援協議会（構成員：伊勢崎市、伊勢崎商工会議所、群馬伊勢崎商工会、東京海上日動火災保険株式会社等）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（２０１９年台風１９号・震度６の地震等と同規模）が発生したと仮定し、本市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後すみやかに職員の安否報告を行う。（ＳＮＳ等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、伊勢崎市における感染症対策本部設置に基づく当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況をまとめ、すみやかに伊勢崎市・伊勢崎商工会議所・群馬伊勢崎商工会と情報共有を行う。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。

	・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

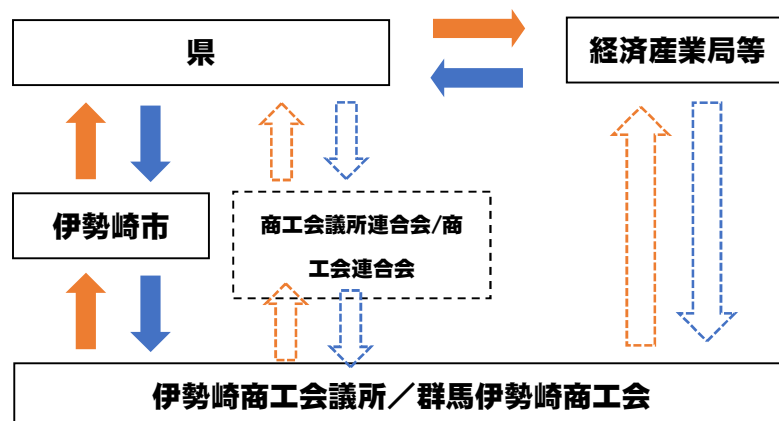
発災直後～	速やかに情報を共有する
発災後～1週間	1週間 1日に1回以上共有する
2週間～4週間	適時、共有する
1ヶ月以降	適時、共有する。

- ・当市で取りまとめた「伊勢崎市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交替勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の商工業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、伊勢崎市の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決めておく。
- ・当会と伊勢崎市と情報を共有した上で、当会（もしくは伊勢崎市）が、群馬県（もしくは、商工会議所連合会）へ報告し、商工会議所連合会が群馬県）へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を、当会（もしくは伊勢崎市）が、群馬県（もしくは、商工会議所連合会）へ報告し、商工会議所連合会が群馬県）へ報告する。

（連絡ルート）



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、伊勢崎市と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を行う。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

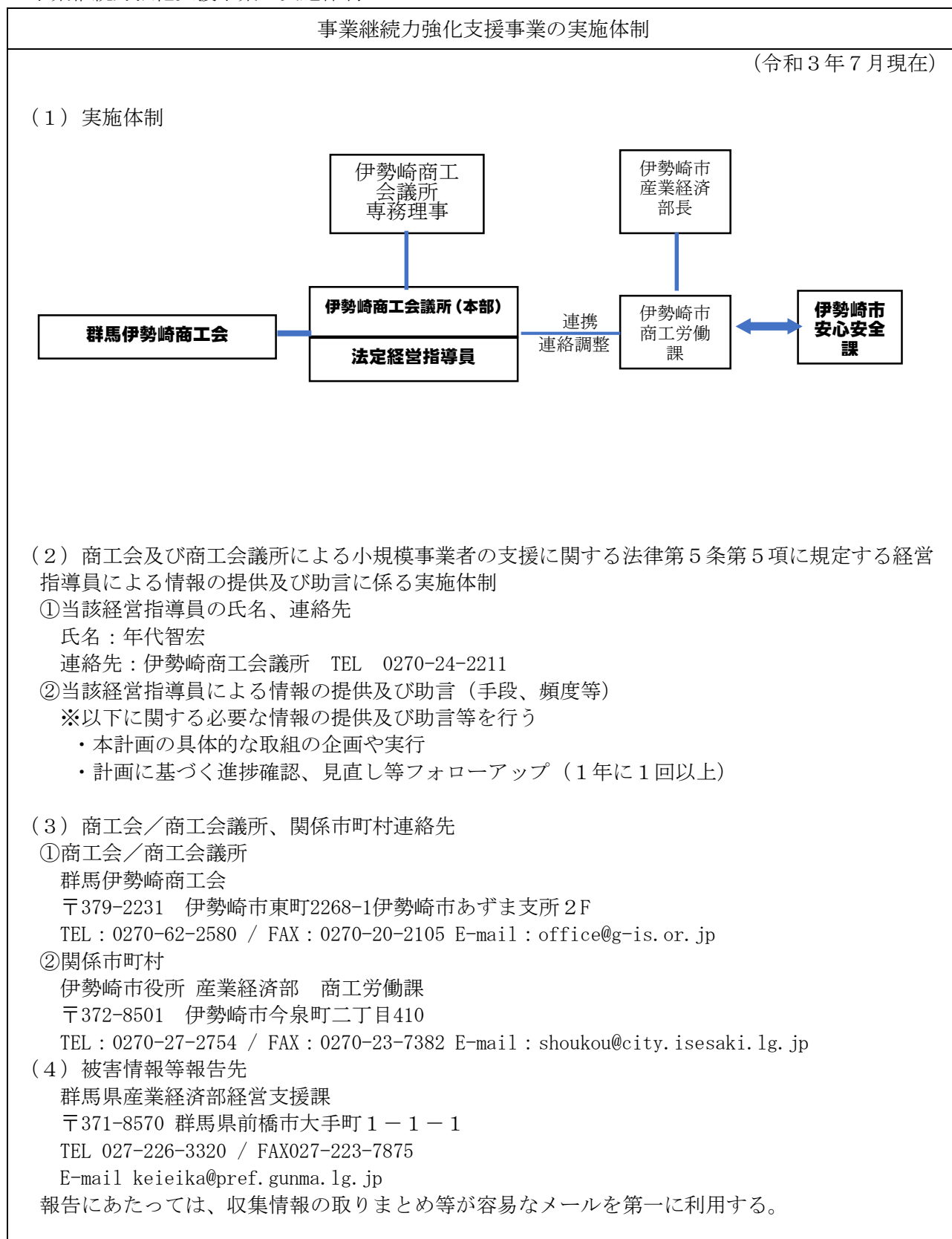
- ・国、群馬県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被災事業者は、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要「罹災証明書」について周知し、取得を促す。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を群馬県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	220	220	220	220	220
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・専門家派遣費	50	50	50	50	50
・チラシ等作成費	40	40	40	40	40
その他経費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、伊勢崎市補助金、県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
・東京海上日動火災保険株式会社群馬支店 支店長 三原二郎 住所 前橋市本町 2－1 3－1 1 前橋センタービル
連携して実施する事業の内容
①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者の事業継続計画等の策定支援とフォローアップ ③災害時の地区内小規模事業者に対する専門的内容の支援
連携して事業を実施する者の役割
①東京海上日動火災保険株式会社 群馬支店 住 所 前橋市本町 2－1 3－1 1 前橋センタービル 代表者 群馬支店長 三原二郎 役 割 小規模事業者に対する災害リスクの周知 小規模事業者の事業継続計画等の策定支援とフォローアップ 効 果 事業継続計画（BCP）並びに事業継続力強化計画策定のセミナー等を通じて、小規模事業者への災害リスクの周知、災害リスクに対する事前の対応、予防効果の向上が見込まれる。
連携体制図等
① <pre> graph TD A["伊勢崎商工会議所 群馬伊勢崎商工会"] <--> セミナー等 B["東京海上日動火災保険(株)"] A -- "事業継続力強化支援" --> C["小規模事業者"] B -- "災害リスク周知 災害保険制度周知" --> C </pre>